

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成27年第1回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 3月4日(水)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員	9
○欠席議員	9
○説明のため出席した者	9
○事務局職員出席者	9
開 会	9
開 議	10
○会議録署名議員の指名	10
○諸般の報告	10
○日程第 1 会期の決定	11
○日程第 2 施政方針説明	11
○日程第 3 報告第1号	18
○日程第 4 議案第1号ないし議案第18号(一括上程)	19
提案理由説明	19
○日程第 5 議案第19号ないし議案第25号(一括上程)	28
提案理由説明	28
○日程第 6 議案第26号ないし議案第35号(一括上程)	34
提案理由説明	34
散 会	48
◎第2号 3月6日(金)	
○議事日程(第2号)	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○説明のため出席した者	49
○事務局職員出席者	50
開 議	50

○諸般の報告	5 0
○日程第 1 一般質問	3 番 藤田 謙二議員
	4 番 赤堀 平二郎議員
	2 番 井坂 孝行議員
	1 番 諏訪 一則議員
	8 番 平山 晶邦議員
	6 番 深谷 渉議員
散 会	9 6
◎第 3 号 3 月 9 日 (月)	
○議事日程 (第 3 号)	9 7
○本日の会議に付した事件	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○説明のため出席した者	9 7
○事務局職員出席者	9 8
開 議	9 8
○日程第 1 一般質問	9 番 益子 慎哉議員
	2 0 番 宇野 隆子議員
散 会	1 0 9
	1 2 2
◎第 4 号 3 月 1 0 日 (火)	
○議事日程 (第 4 号)	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 3
○欠席議員	1 2 3
○説明のため出席した者	1 2 3
○事務局職員出席者	1 2 4
開 議	1 2 4
○日程第 1 報告第 1 号	1 2 4
	採 決
	1 2 5
○日程第 2 議案質疑 議案第 1 号ないし議案第 3 5 号 (一括上程)	1 2 5
	質 疑 2 0 番 宇野 隆子議員
	1 2 5
○日程第 3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙	1 3 6
○日程第 4 請願第 1 号	1 3 7
散 会	1 3 7

◎第5号 3月20日(金)

○議事日程(第5号)	139
○本日の会議に付した事件	139
○出席議員	139
○欠席議員	140
○説明のため出席した者	140
○事務局職員出席者	140
開 議	140
○日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第35号、請願第1号	
総務委員長 高星 勝幸議員	140
文教民生委員長 深谷 渉議員	141
産業建設委員長 木村 郁郎議員	142
予算特別委員長 深谷 渉議員	142
討 論 20番 宇野 隆子議員	143
討 論 6番 深谷 渉議員	147
採 決	149
○日程第 2 議案第36号ないし議案第38号	152
提案理由説明	152
質 疑 6番 深谷 渉議員	156
質 疑 20番 宇野 隆子議員	159
討 論 20番 宇野 隆子議員	164
採 決	164
○日程第 3 議案第39号	164
提案理由説明	165
採 決	165
○日程第 4 議員提案第1号	165
提案理由説明	166
討 論 20番 宇野 隆子議員	166
採 決	167
○日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について	167
○追加日程 議員提案第2号	167
提案理由説明	168
採 決	169
閉 会	170
資 料	

議案等委員会付託表	171
請願文書表（第1号）	173
一般質問発言通告者及び発言要旨	174
総務委員会審査報告書	180
文教民生委員会審査報告書	182
産業建設委員会審査報告書	184
予算特別委員会審査報告書	186
総務委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	188
文教民生委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	189
産業建設委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	190
議会運営委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	191
手話言語法制定を求める意見書	192

常陸太田市告示第4号

平成27年第1回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月25日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成27年3月4日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成27年3月4日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月 4日	水	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 施政方針説明 4. 議案説明
3月 5日	木	休 会	議案調査
3月 6日	金	本 会 議	1. 一般質問
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	本 会 議	1. 一般質問
3月10日	火	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
3月11日	水	委 員 会	1. 総務委員会
3月12日	木	委 員 会	1. 文教民生委員会
3月13日	金	委 員 会	1. 産業建設委員会
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	議案調査
3月17日	火	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月18日	水	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月19日	木	休 会	議事整理
3月20日	金	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年3月4日（水）

議事日程（第1号）

平成27年3月4日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 1 号 常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 6 号 常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等の支給条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失保証金の寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について
- 議案第 12 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 14 号 新市建設計画の変更について
- 議案第 15 号 常陸太田市道路線の変更について

- 議案第 16 号 常陸太田市道路線の認定について
議案第 17 号 市有財産の処分について
議案第 18 号 損害賠償の額の決定について
日程第 5 議案第 19 号 平成 26 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 10 号）について
議案第 20 号 平成 26 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について
議案第 21 号 平成 26 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
議案第 22 号 平成 26 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて
議案第 23 号 平成 26 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）について
議案第 24 号 平成 26 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
補正予算（第 2 号）について
議案第 25 号 平成 26 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
日程第 6 議案第 26 号 平成 27 年度常陸太田市一般会計予算について
議案第 27 号 平成 27 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
議案第 28 号 平成 27 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 29 号 平成 27 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
議案第 30 号 平成 27 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
議案第 31 号 平成 27 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 32 号 平成 27 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
予算について
議案第 33 号 平成 27 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
議案第 34 号 平成 27 年度常陸太田市水道事業会計予算について
議案第 35 号 平成 27 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 施政方針説明
日程第 3 報告第 1 号（報告案件説明）
日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 18 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 5 議案第 19 号ないし議案第 25 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 6 議案第 26 号ないし議案第 35 号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

1 1 番	深 谷 秀 峰 議 長	1 0 番	菊 池 伸 也 副 議 長
1 番	諏 訪 一 則 議 員	2 番	井 坂 孝 行 議 員
3 番	藤 田 謙 二 議 員	4 番	赤 堀 平 二 郎 議 員
5 番	木 村 郁 郎 議 員	6 番	深 谷 涉 議 員
8 番	平 山 晶 邦 議 員	9 番	益 子 慎 哉 議 員
1 2 番	高 星 勝 幸 議 員	1 3 番	成 井 小 太 郎 議 員
1 4 番	茅 根 猛 議 員	1 5 番	福 地 正 文 議 員
1 6 番	川 又 照 雄 議 員	1 7 番	後 藤 守 議 員
1 8 番	黒 沢 義 久 議 員	1 9 番	高 木 将 議 員
2 0 番	宇 野 隆 子 議 員		

欠席議員

7 番 鈴 木 二 郎 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	植 木 宏 総 務 部 長
加 瀬 智 明 政 策 企 画 部 長	荻 津 一 成 市 民 生 活 部 長
西 野 千 里 保 健 福 祉 部 長	滑 川 裕 農 政 部 長
樫 村 浩 治 商 工 観 光 部 長	生 田 目 好 美 建 設 部 長
斎 藤 広 美 会 計 管 理 者	井 坂 光 利 上 下 水 道 部 長
福 地 壽 之 消 防 長	山 崎 修 一 教 育 次 長
宇 野 智 明 秘 書 課 長	笹 川 雅 之 総 務 課 長
大和田 隆 監 査 委 員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	榊 一 行 事 務 局 次 長
金 子 充 議 事 係 長	

午前 1 0 時開会

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 1 9 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。7 番鈴木二郎議員、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成27年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○深谷秀峰議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

4番 赤堀平二郎議員 15番 福地正文議員
以上、指名いたします。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る1月22日、日立市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を12月議会で議決いたしておりましたが、報告については2月20日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、総務・文教民生・産業建設の各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務調査報告書が議長宛に提出されております。なお、報告書につきましては、事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成26年常陸太田市事務に関する説明書が配付のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成26年12月及び平成27年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	宮田 達夫 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	植木 宏 君
政策企画部長	加瀬 智明 君	市民生活部長	荻津 一成 君
保健福祉部長	西野 千里 君	農政部長	滑川 裕 君
商工観光部長	檜村 浩治 君	建設部長	生田目 好美 君
会計管理者	斎藤 広美 君	上下水道部長	井坂 光利 君
消防長	福地 壽之 君	教育次長	山崎 修一 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	笹川 雅之 君
監査委員	大和田 隆 君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○深谷秀峰議長 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月20日まで17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日まで17日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

○深谷秀峰議長 次，日程第2，平成27年度施政方針について，市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 本日，平成27年第1回の市議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様にはご出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。

それでは，平成27年度の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり，市政運営に関する基本的な考え方と新年度における施策の概要を申し上げ，議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市は，昨年12月に1市1町2村の合併から10年を迎え，「つながる思い 果てない未来」をキャッチフレーズに合併10周年記念式典を開催し，多くの市民の皆様とともにお祝いをすることができました。新しい常陸太田市となって歩んできたこの10年間は，世界的経済不況や東日本大震災などの自然災害に見舞われ，あわせて少子・高齢化，人口減少の進む中ではございましたけれども，それぞれの歴史や文化・伝統を大切に，地域特性を生かしたまちづくりに取り組んできたところでございます。今後はこれまでの10年間の歩みをしっかりと踏まえつつ，今まで以上に地域に誇りと愛着を持ち，市民の誰もが住んでよかったと思えるまちづくりを市民の皆様とともに進めてまいりたい所存でございます。

昨年12月に，政府は日本の人口の現状と将来の姿を示し，今後目指すべき方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と，これを実現するために今後5カ年の目標や施策の基本的な方向性を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。この中では，人口減少，超高齢化社会の原因を少子化と東京への一極集中としており，結婚から出産子育てまでの切れ目のない支援や，都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて地方創生を国と地方が一体となり中長期的視野にたって取り組むため，全自治体に対して具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところでございます。

本市におきましても人口減少にいかんが歯止めをかけ、地方を維持活性化していくかについて、自らの発想と創意工夫により課題の解決を図り、本市の特性を生かしたまちづくりを市民の皆様とともに進めてまいります。

以上、平成27年度の市政運営に当たり、基本的な考え方を申し述べさせていただきました。

続きまして、平成27年度の重点施策につきまして、新規並びに拡充事業を中心に、第5次総合計画後期基本計画の重点戦略ごとに順次ご説明を申し上げます。

まず、重点戦略の1つ目は、「ストップ少子化・若者定住」であります。

本市では、「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに、少子化人口減少対策を先進的に進めてまいりました。新年度はこれまで以上に子育て世代の経済的負担の軽減を図り、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。また、これらの事業内容を広く周知するため、効果的な情報の発信に努めてまいります。

若者定住につきましては、新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成の取り組みを継続して実施するとともに、子育て世帯の住宅取得を促すために、住宅取得促進助成を引き続き取り組んでまいります。また、保育園の保育料と幼稚園の給食費を現行の半額程度に減額するとともに、平成21年度から中学生まで助成を行ってきた医療費を本年4月から高校生世代まで拡充して支援をいたします。

結婚の支援につきましては、結婚相談センター「YOU愛ネット」を中心に、NPO法人や市内の各種団体、さらには「いばらき出会いサポートセンター」等と連携を図り、男女の出会いの場の創出に努めてまいります。

不妊治療につきましては、助成対象をこれまでの女性限定から、夫・妻それぞれに拡大し、子どもを望む夫婦の経済的負担のさらなる軽減を図ってまいります。

本年4月から子ども・子育て支援制度がスタートいたしますが、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上などを図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする常陸太田市子ども・子育て支援事業計画の実現に努めてまいります。

また、里美地区における幼稚園児の減少対策や質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するため、平成28年度をめどに「さとみ保育園」と「里美幼稚園」の幼保一体化を図る「認定こども園」への移行を推進いたします。

企業誘致と雇用の場の確保につきましては、工業団地や廃校跡地等への企業誘致を継続して進めるとともに、立地企業の事業拡大等を支援してまいります。また、企業セミナーや企業イノベーションを開催し、「ジェットロ茨城」等との関係機関と連携を図りまして、市内企業の新たなビジネスチャンスの創出を図ってまいります。

市街地の活性化につきましては、国道349号バイパスの西側区域の開発計画を推進するため、市街地開発事業の早期事業化に向けて取り組みを実施するなど、魅力ある市街地づくりに努めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、アートの視点なども取り入れながら地域資源の発掘や地域コミュニティの再生、地域の情報発信などに取り組んでおりますが、新年度は農業などの目的を

持った協力隊として地域に定住できる人材を誘致してまいります。

続きまして、重点戦略の2つ目として、「ふるさとの未来を託す人づくり・コミュニティづくり」であります。

次代を担う子どもたちが地域への愛着や誇りを持ち、すこやかに心豊かにたくましく育っていくよう、学校・家庭・地域が一体となって成長を支えていく取り組みを進めてまいります。

本市の学校教育指針に、輝く人づくり「夢育」を掲げ、児童生徒一人ひとりが「夢育」の基盤となる生きる力を確実に身につけ、夢実現への着実な歩みができるように、児童生徒にとってあすの登校が待たれる学校づくりに努めてまいります。

児童生徒の豊かな心の育成につきましては、教育活動全般を通して道徳的な実践力を高め、自分に打ち勝つ強い心と思いやりの心を持った感性豊かな児童生徒の育成に努めてまいります。また、4月に開校する常陸太田特別支援学校と連携し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

学校施設につきましては、統合整備する金砂郷中学校を除いて平成26年度までに耐震改修工事が全て完了いたしました。本年4月に開校する金砂郷中学校校舎については、8月下旬に完成の予定であり、引き続き外構工事を行ってまいります。また、近年の少子化等を踏まえ、地域の実情に応じた活力ある学校づくりと今後の学校施設のあり方につきまして検討するため、学校施設整備検討協議会を新たに設置いたします。

学校統廃合に伴う未利用施設につきましては、ファシリティマネジメントの考え方に基づき民間等への売却、あるいは貸し付けを視野に入れた有効活用を図ってまいります。

生涯学習の充実発展につきましては、地域コミュニティの拠点施設である久米公民館、高倉公民館などを整備するとともに、地域の自主的な生涯学習活動を支援してまいります。

新たなコミュニティ組織につきましては、地域内の活動団体や町会が連携し、横断的な意見交換や情報の共有化を図って活動する地域コミュニティづくりを継続し、地域の維持再生並びに住民自治の充実強化を図ってまいります。

エコミュージアム活動につきましては、魅力ある自然や歴史・文化などの多種多様な地域資源を掘り起こし、郷土への誇りや愛着心の育成を考えながら、元気な地域づくり、絆づくりを進めてまいります。また、ジオパークについては、関係機関と連携を図りながら、その周知と有効活用に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、ラジオ体操等の普及推進や体力と体組成の測定を同時に行うことにより、健康で楽しくスポーツができる環境づくりを進めます。また、スポーツを通じた交流人口の拡大を図るとともに、平成31年に開催される国民体育大会のソフトボール会場地として実施体制の準備を進めてまいります。

続きまして、重点戦略の3つ目、「災害にみんなで備える安全・安心なまちづくり」であります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災からまもなく4年が経過いたします。この震災を教訓に、災害に強く安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

県内の防災体制の充実を図るため、茨城県防災情報ネットワークシステムの更新により、県・

市町村及び関係機関との相互連携の強化を図ってまいります。

自主防災会につきましては、防災リーダー育成のための研修と「いばらき防災大学」への受講費助成を継続するとともに、活動への支援を行います。また、常陸太田地区の土砂災害ハザードマップの改訂を行うなど地域防災体制の整備を図ってまいります。

原子力災害対策につきましては、県の広域避難計画の策定を受けた中で地域防災計画の見直しを進めてまいります。

消防体制につきましては、平成26年から整備を進めている茨城消防救急無線共同指令センターが来年4月の本格運用に先立ち、本年11月から切りかえ運用が始まる予定でございます。また、年々増加する救急需要に対応するため、南消防署の高規格救急自動車の更新を行い、救命率の向上に努めてまいります。

消防団につきましては、デジタル無線の配備が終了し、災害現場で大きな成果を上げているところですが、今後は団員の安全確保のための装備を順次整備してまいります。

上水道につきましては、内田浄水場と市街地を結ぶ配水管の整備により、水道水の安定給水に努めるとともに、老朽配水管の耐震化を進めます。簡易水道事業では、民地等に布設されている老朽配水管の布設がえを行ってまいります。

生活排水につきましては、市民の快適な生活環境づくりと河川等の水質保全を図るため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、市が設置と管理を行う戸別合併処理浄化槽など、地域に適した効率的な整備を進めてまいります。

安全で安心な地域づくりに向けましては、地域や関係機関と連携し、防犯と交通安全対策の取り組みを進めてまいります。また、日々複雑化する消費生活問題に対応するため、体制の一層の充実や消費生活センターの機能強化に継続的に取り組んでまいります。

循環型社会の構築につきましては、「第2次環境基本計画」に基づき太陽光発電設備や高効率給湯器を設置する世帯への設置費補助を行うなど、省エネルギー、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。また、資源ごみの無料回収と23分別回収を継続し、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図るとともに、集積所へのごみ搬出が困難な高齢者世帯などを地域で協力支援する仕組みづくりを進めてまいります。

続きまして、重点戦略の4つ目は、「地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり」であります。

農林畜産業の振興及び交流人口の拡大を目的に整備を進め、来年7月のオープンを目指している複合型交流拠点施設、いわゆる「道の駅」につきましては、国土交通省の重点道の駅に選定されまして、市民の期待がより高まっているところでございます。平成27年度は、建築工事に着手するとともに、農業者等の組織づくりや魅力ある品揃いに向けた計画生産、商品づくりの支援を強化してまいります。また、運営母体となる第三セクターを設立いたします。

農業生産基盤の整備につきましては、町屋地区圃場整備事業や基幹水利施設ストックマネジメント事業及び各種土地改良事業を実施するとともに、小目地区圃場整備事業を推進いたします。また、新たに制度化された「日本型直接支払制度」に積極的に取り組んでまいります。

米生産農家の所得の維持につきましては、国の制度を活用した飼料用米の生産拡大、さらに生産縮小が危惧される常陸秋そばにつきましては、JAとの連携及び組織化の推進により生産量の確保に努めてまいります。また、農業生産法人との連携による畑作物の振興を図るとともに、地域に合った少量多品目生産や生産者と消費者の顔の見える関係づくりを支援してまいります。

農地の有効利用につきましては、新設されました農地中間管理機構による農地の集約化及び地域農業再生協議会による耕作放棄地の解消に努めてまいります。

有害鳥獣等被害防止対策につきましては、農作物被害を軽減し地域の生産者の生産意欲を維持するため、各町会及び有害鳥獣捕獲隊と連携いたしまして、駆除期間を増やした通年捕獲を実施してまいります。

農業の担い手づくりにつきましては、「人・農地プラン」による担い手等への機械、施設等を支援し、新規就農から定着までの育成と確保に努めてまいります。

林業につきましては、森林環境保全及び地域産財の幅広い利活用に向け、森林湖沼環境税を活用した間伐の実施拡大を図るとともに、宮の郷木質バイオマス発電所の燃料として木質チップの供給体制を構築してまいります。

商工業の振興につきましては、市民生活の支援と商工業の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行いたします。

常陸太田ブランドの創出につきましては、米、常陸秋そば、果樹等の主要な農産物のさらなる品質と生産性の向上を促進するとともに、特産品認証制度を活用した有利販売や消費者ニーズを捉えた販路の開拓、また、6次産業化や農商工連携等による加工品開発等を積極的に推進し、農業者の所得向上と本市農産物のPR、販路の拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、昨年3月オープンの竜神大吊橋バンジージャンプや昨年11月にリニューアルいたしました西山荘御殿等を活用し、観光客の拡大と地域経済の活性化を促進してまいります。また、市内全域の観光施設等への周遊案内による滞在を促すため、スマートフォン等を活用した情報発信を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対しても多言語による案内表示や情報発信等によるホスピタリティを発揮し、経済効果のある受け入れ態勢を整備してまいります。

交流活動の充実につきましては、受け入れ農家の拡充や本物志向に対応した農林業体験メニューの提供を図り、小中学校の農家民泊等を活用した体験型教育旅行の誘致を進めます。あわせてスポーツ合宿や芸術文化合宿等を積極的に誘致し、「かなさ笑楽校」や西山研修所の利用促進と交流人口の拡大を図ってまいります。

続きまして、重点戦略の5つ目は、「地域で支え合う いきいき健康・福祉の環境づくり」でございます。

健康で日々の暮らしを送るためには、正しい生活習慣を身につけ病気になりにくい体をつくること、そして、日ごろより健康状態に気を配り、病気の早期発見・早期治療に心がけることが大切であります。

市民の健康づくりを推進するため、保健推進員やシルバーリハビリ体操指導士、食生活改善推進員などの健康づくり活動への参加促進を図るとともに、連携・協働体制の充実を図ることによ

り、市民主役の健康づくりを推進してまいります。また、市民の健康づくりの指針である健康増進計画に基づき、市民一人ひとりが健康寿命の延伸を目指し、乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた実効性のある健康づくりを積極的に推進してまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度につきましては、特定健康診査等の受診率向上を図るとともに、人間ドック・脳ドック健診による疾病の早期発見と早期治療により、このことを一層進めてまいります。また、健診データ等を活用したデータヘルス計画を策定し、地域の健康課題である生活習慣病などの発症予防・重症化予防のための保健指導をより強化し、医療費の削減と制度の健全な運用に努めてまいります。

高齢者福祉と介護保険につきましては、第6期高齢者福祉計画に基づき、利用者本位のサービスの提供に努めるとともに、医療・介護・介護予防・生活支援サービスが一体的に提供される仕組みづくりを推進してまいります。

消費税率の引き上げに伴い、平成26年度に続いて国において実施される「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の給付につきましては、迅速かつ確かな周知・支給に努めてまいります。

生活保護制度につきましては、本年4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業を実施してまいります。自立相談支援事業につきましては、相談窓口相談支援員1名を配置し、生活保護に至る手前の段階での自立支援を強化するため、生活困窮者に対する就労や自立に関する相談対応などを展開してまいります。

障害福祉につきましては、障害者の皆様が安心して地域生活を送ることができるよう第4期障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業などの各種サービスをより効果的に推進してまいります。

続きまして、重点戦略の6つ目は、「市民生活を支える公共交通ネットワークづくり」であります。

交通手段を持たない高齢者や子どもたちの日常生活の利便性を確保するため、路線バスを初めとする市民バス・乗り合いタクシーなど、地域に存在する全ての公共交通を生活交通ネットワークとして包括的に捉える地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでまいります。

道路整備につきましては、安全で安心な交通ネットワークを確保するため、国・県などの関係機関との連携を図りながら、国道349号バイパスの幸久大橋を含む4車線化整備、国道293号東バイパスの一部供用開始、国道461号及び県道の整備を進めてまいります。また、常陸太田南部幹線道路を初め、幹線道路の早期完成を目指し、計画的に整備促進を図るとともに、市民生活に欠かせない生活道路の整備を進めてまいります。

道路と橋梁の長寿命化対策につきましては、適正な維持管理と定期点検を計画的に行うことにより、施設の長寿命化を図ってまいります。

続きまして、まちづくりを推進するための行政力改革の取り組みについて申し上げます。

市民協働のまちづくりにつきましては、引き続き地域活動の拠点となる施設の整備を援助するとともに、自らの力で地域課題の解決並びに地域の活性化を図ろうとする活動を支援いたします。

また、活動に伴う公用車や備品の貸し出し、市民活動保険制度による支援を積極的に実施してまいります。

広報・広聴活動につきましては、市民に最新の行政情報を迅速かつ正確に伝えるため、広報紙の内容充実を図るとともに、市内外やさまざまな年代の方にも市の情報や魅力を伝えるため、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどのソーシャルメディア、メール一斉配信などを活用し、さらなる情報発信を図ってまいります。

職員につきましては、国や県への実務研修生を派遣するほか、自治大学校や特別研修、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）、さらには新たな試みとして実施する民間企業派遣研修等を通して、資質及び能力の向上に努めるとともに、引き続き定員管理適正化計画に基づき職員数の適正化を図ってまいります。また、メンタルヘルスや労務管理研修会等を行い、職場の安全・衛生面の向上を図ってまいります。

財政運営につきましては、市税を適正に課税するとともに、税負担の公平性の観点から収納に努め、使用料等についても同様に受益者負担の原則から収納に努めるなど、滞納債権を管理する関係部課等が連携し、積極的に財源の確保を図ってまいります。また、「ふるさと常陸太田寄附」の寄附者に対しましては、市の特産認証品などを謝礼品として贈呈することにより、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化、そしてまた交流人口の拡大を図ってまいります。

事務事業の進行管理につきましては、PDCAサイクルを徹底することにより、効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、新たなまちづくりビジョンとなる次期総合計画に関しましては、平成29年度から10年間を計画期間と定め、今年度から策定作業に着手いたします。

大分県臼杵市との交流につきましては、「二孝女」が取り持つ縁と市民レベルの交流活動をきっかけに、交流促進協定と災害時の相互応援協定を締結しておりますが、将来にわたって友好関係を推進し、さらに信頼の絆を深めていくため、新年度中の姉妹都市締結に向け準備を進めてまいります。

以上、平成27年度における施策の概要についてご説明を申し上げます。

続きまして、平成27年度当初予算の編成方針等について申し上げます。

本市は合併10周年を迎えたところであり、新年度は国が進める地方創生と同調しながら、新たなまちづくりへの一歩を踏み出す重要な年であると考えております。そこで、第5次総合計画後期基本計画に掲げる6つの重点戦略のうち、特に「ストップ少子化・若者定住」と「地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり」に係る主要施策を重点施策と位置づけ、取り組んでいくことといたしました。

住宅取得費助成や新婚家庭家賃助成、保育園の保育料及び幼稚園の給食費の軽減、高校生までの医療費助成、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備、金砂郷中学校の整備などを進めることにより、平成27年度の一般会計当初予算は、対前年比2.7%増の236億5,700万円となりました。事務事業の見直しを進め、国庫支出金や有利な地方債などを活用するとともに、これまで積み立てをしてまいりました財政調整基金から2億5,000万円の繰り入れを行い、新年度予算の編成に当たったものでございます。

また、7つの特別会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計を合わせますと、前年度比3.6%増の405億7,159万7,000円の予算規模となっております。

なお、消費喚起や地方創生を図るための国の新交付金に係る事業につきましては、平成26年度補正予算として本定例会に追加提案させていただきます。

以上、平成27年度の重点施策と予算編成の基本方針について申し上げます。

先ほども地方創生について申し述べましたが、国では少子化や人口減少、地域経済活性化といった地方が抱える課題にさまざまなアイデアを持って対処していく自治体を積極的に支援していくとの方針が示されております。真に地方が元気になるためには、国任せの体質を改善し、これまで以上に地方自らが責任を持ち、自らの意志で行動していくことが必要になると考えております。

本市といたしましても、プロジェクトチームを設置するとともに、市民の皆さまからも意見やアイデアを募りながら、地方創生における常陸太田市版の総合戦略を策定し、活力ある地域社会の実現に気概を持って取り組んでまいり所存でございます。市民の皆様並びに議員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案は36件でございます。専決処分の報告1件、条例の制定4件、条例の一部改正9件、新市建設計画の変更1件、市道路線の変更と認定各1件、財産の処分1件、損害賠償の額の決定1件、平成26年度補正予算7件、平成27年度当初予算10件でございます。

なお、今会期中に条例の一部改正、一般会計補正予算、人事案件の3件を追加提案する予定でございます。また、内堀町地内の市有地隣地の樹木伐採について協議をしておりますが、調わない場合には訴えの提訴を追加いたしますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長よりご説明させていただきます。何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり承認・可決・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第3 報告第1号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書1ページをお開き願います。報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページをお開き願います。専決処分書の写しがございますが、健康保険法施行令等の一部を

改正する政令が昨年11月19日に公布されたことに伴い、本年1月1日から常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を施行する必要があるため、同条例を平成26年12月26日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、4ページをお開き願います。新旧対照表でご説明いたします。

第7条第1項におきまして、出産育児一時金、いわゆる出産費用の支給額をこれまでの39万円から1万4,000円引き上げ、40万4,000円とするものでございます。

なお、出産一時金の支給総額は42万円と変更がございませんので、別途規則で定めます加算金は、3万円から1万4,000円引き下げ、1万6,000円に改正してございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第1号ないし議案第18号

○深谷秀峰議長 次、日程第4、議案第1号常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第3号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、議案第4号常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第5号常陸太田市行政手続条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等の支給条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失保証金の寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第14号新市建設計画の変更について、議案第15号常陸太田市道路線の変更について、議案第16号常陸太田市道路線の認定について、議案第17号市有財産の処分について、議案第18号損害賠償の額の決定について、以上18件を一括議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書5ページをお開き願います。議案第1号は、常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の透明性を高め、公正性の確保を目的に職員の任用や給与、勤務条件、福利厚

生などを広く市民に公表するため、本条例の制定を行うものでございます。

6ページをお開き願います。第1条の趣旨は、人事行政の運営等の状況の公表に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。第3条は、任命権者が市長に報告すべき職員の任免及び職員数の状況、給与の状況、勤務時間、その他の勤務条件の状況など8項目の報告事項でございます。第5条は、公平委員会が市長に報告すべき事項でございます。

7ページをお開き願います。報告事項は、勤務条件に関する措置の要求の状況と不利益処分についての不服申し立ての状況でございます。第6条は、公表の時期でございますが、毎年9月末日と定めてございます。第7条は、公表方法でございますが、掲示板への掲示、広報紙への掲載、インターネットの利用など広く情報を発信することとしております。

附則でございますが、本条例は平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案書8ページをごらん願います。議案第2号は、常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。これまで進出企業に対する課税免除は、常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例及び過疎地域の固定資産税の課税免除に関する条例の2つの条例により適用してまいりましたが、課税免除制度の事務の統一を図るとともに、免除の適用を受ける固定資産税の範囲を拡充するため、本条例を制定するものでございます。

9ページから10ページに条文を掲載しておりますが、内容につきましては、現行条例と新条例の相違について簡潔に記載した「議案第2号資料」を机上に配付してございますので、資料にてご説明いたします。

表の左側が現行2条例、右側が新条例の制度で、太字の部分が改正点でございます。

まず、適用地域でございますが、現行条例によるもののほかに、新たに本市の産業振興に特に寄与すると市長が指定する地域を追加し、その適用業種につきましても常陸太田工業団地にかかわるもののほか、市長が定める業種といたしました。これにより、これまで適用とならなかった地域においても課税免除制度を適用することができ、商業地への企業誘致や廃校跡地等の利用の促進を図ることが可能となります。

なお、現行条例で規定しておりました適用地域のうち、大森町適地につきましては、既に民間住宅が建設され、企業等の立地は困難でありますので適用地域から除外いたしました。

2ページをお開き願います。適用固定資産でございますが、新条例においては、全ての適用地域において土地、家屋及び償却資産が適用となるようにいたしました。また、取得価格要件でございますが、新たに追加した市長が指定する地域について、常陸太田工業団地への適用と同様とし、さらに明確化を図るため、別途施行規則で定めることといたしました。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。議案書10ページでございます。附則第1項でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行いたします。第2項で、現行2条例の廃止を、第3項は経過措置を規定いたしました。また3項といたしまして、11ページから14ページまで施行規則を添付いたしましたので、後ほどごらんおき願います。

続きまして、議案書15ページをごらん願います。議案第3号は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてでございます。

常陸太田市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が本年4月1日から施行されることに伴い、幼稚園や保育所などの利用者負担額を定めるため、本条例を制定するものでございます。

16ページをお開き願います。第1条では、この条例の趣旨として、特定教育・保育施設がある幼稚園、保育園、認定こども園と特定地域型保育事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の利用者負担額、保育料について必要な事項を定めることとしております。第2条第1項では、保育料の具体的な額は市規則で定めることとしております。同条第2項では、保育料を定めるに当たっては、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとしております。第3条では保育料の減免を、第4条では市規則への委任を定めております。

附則第1項でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行いたします。附則第2項及び第3項において、本条例の制定に伴う既存条例の整理として、条例の一部改正及び廃止を行っております。

17ページから30ページに、参考といたしまして本条例の施行規則を添付しております。本条例施行規則では、条例の委任を受け保育料の具体的な額を定めております。

22ページをお開き願います。別表第1では、公立幼稚園の保育料を定めております。従来は3,500円均一であった保育料を今回市町村民税所得割課税額の状況に応じ、3,500円を最高額として5つの階層に区分いたしました。

25ページをお開き願います。別表第2では、民間幼稚園及び民間認定こども園の幼稚園相当の園児の保育料を定めております。民間施設の保育料につきましても、子ども・子育て支援制度の施行に伴い、行政が保育料を定めることとされたためでございます。

27ページをお開き願います。別表第3では、公立及び民間に共通の保育園、家庭的保育事業等の保育料を定めております。

恐れ入りますが、18ページにお戻り願います。下から2行目の附則第2項でございますが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございますが、子育て支援の充実強化対策として、従来の保育料を半額程度に減額することといたしました。

19ページにあります附則別表の利用者負担額は、先ほどの27ページの別表第3の保育料に比べ、おおむね半額程度になっております。

続きまして、議案書34ページをお開き願います。議案第4号は、常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。地方教育行政の組織及び、運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

35ページをお開き願います。第1条の趣旨でございますが、今回の法律改正により、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件について規定しました教育公務員特例法の第16条が削除されたことに伴い、新たに、新教育長の勤務時間、その他の勤務条件等について規定するものでございます。第2条において、勤務時間、その他の勤務条件は、一般職員と同様とし、第3条に

において、職務に専念する義務の免除を定めております。

附則でございますが、第1項で施行日を平成27年4月1日とし、第2項では、旧条例を廃止するものでございます。

なお、新教育長の給与及び旅費につきましては、後ほどご提案させていただきます議案第13号により定めることとしております。

続きまして、議案書36ページをお開き願います。議案第5号は、常陸太田市行政手続条例の一部改正についてでございます。行政手続法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、39ページをお開き願います。新旧対照表でご説明いたします。今回の改正点は、大きく分けまして3点でございます。

1点目は、左側改正案中段下の第33条第2項で、行政指導をする際は、相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないとする行政指導の根拠等の提示の義務化を新たに加えております。

40ページをお開き願います。2点目は、左側改正案上段の第34条の2で、行政機関等に対し、法令に違反する行為の是正を求める行政指導について中止を求めることができる「行政指導の中止等の求め」を新たに加えております。

41ページをごらん願います。3点目は、左側改正案上段の第34条の3で、法令に違反する事実がある場合に、当該違反についての処分等を行政機関に対して求めることができる「処分等の求め」を新たに加えております。

恐れ入りますが、38ページにお戻り願います。最終行の附則でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書42ページをお開き願います。議案第6号は、常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。生活困窮者自立支援法が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

条例改正内容の説明の前に、机上に配付させていただきましたA3横長の「議案第6号資料」により、「生活困窮者自立支援法」について説明をさせていただきます。

生活困窮者に対する制度は、左側の図にございますように、第1のセーフティネットとして社会保険制度や労働保険制度が、第2のセーフティネットとして求職者支援制度が、第3のセーフティネットとして生活保護制度がございます。本法律は、第2のセーフティネットの生活困窮者対策を拡充するもので、生活保護に至る前の段階から支援を行うことにより、生活困窮の状態から早期に自立できるように支援を行う制度でございます。

右側のページが事業の内容で、必須事業としまして囲みでございますが、生活困窮者自立相談支援事業と生活困窮者住居確保給付金がございます。本市における支援事業は、福祉事務所に支援員として主任相談支援員1名を配置し、生活困窮者から相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うものでございます。この支援員の配置について定めるのが本条例の一部改正でございます。

恐れ入りますが、議案書43ページにお戻り願います。中段の別表第1中、家庭相談員の下に

生活困窮者主任相談支援員を加え、月額報酬15万7,000円を定めるものでございます。この月額報酬額につきましては、茨城県の自立相談支援員の月額報酬額15万8,500円や市の家庭相談員の月額報酬額の時間単価と均衡を図って算出いたしました。

附則でございますが、本条例は平成27年4月1日より施行いたします。

続きまして、議案書45ページをお開き願います。議案第7号は、常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正についてでございます。本支援金制度を1年間延長するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

46ページをお開き願います。下から4行目ですが、本条例附則第2項中、失効日、平成27年3月31日を平成28年3月31日へ1年間延長し、制度未了知の方やこれから修繕を行う方に対し配慮するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書48ページをお開き願います。議案第8号は、常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、今年の12月議会にてご承認をいただいたものでございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が本年1月16日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行う必要があるため、今回提案するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、51ページをお開き願います。本条例の改正点は2点でございます。左側改正案の下段になりますが、第32条第1項第12号は、新たに加わった条項で、指定介護予防事業者、すなわち地域包括支援センターは、介護予防サービス事業者に対して利用者のサービス計画書の提出を義務づけるものでございます。

53ページをお開き願います。左側改正案下段の同条第28号も新設される条項で、地域包括支援センターは、高齢者への支援の拡充を図るために行われるケア会議の求めに応じ、必要な情報提供を行わなければならないとするものでございます。その他の部分は、条項が新設されたことによる条項ずれと文言の修正でございます。改正内容は以上でございます。

恐れ入りますが、50ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例の施行日は、平成27年4月1日からでございます。

○深谷秀峰議長 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時19分再開

○宮田達夫副市長 続きまして、議案書54ページをお開き願います。議案第9号は、常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正についてでございます。議案第8号と同様に、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が本年1月16日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

55ページをお開き願います。本条例の改正は1点でございます。下から4行目でございますが、第14条の見出し及び条文中の複合型サービスを「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございます。これまでは、医療を必要とする要介護者に対して行う訪問看護とショートステイや通いなどを組み合わせたサービスを「複合型サービス」と称しておりましたが、より具体的なサービスをイメージできる名称とすることを目的として改称されたものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日は平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案書57ページをお開き願います。議案第10号は、常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失保証金の寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正についてでございます。

当市では、市町村金融制度に基づく自治金融及び振興金融の融資を受けた中小企業者に対して東日本大震災が原因で既往債務——これまでの債務です。震災による事業再建のための新規資金調達返済が困難となる二重債務問題に陥った場合に、企業が迅速に再建できるよう本条例を平成24年4月より施行しておりますが、平成26年1月20日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法が廃止され、新たに産業競争力強化法が施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

59ページをお開きください。主な改正点は2点でございます。いずれも回収納付金を受け取る権利の放棄でございますが、左側改正案、第3条の第1号、次ページの第3号、第4号、第5号、第8号において、法律の廃止及び制定による文言をそれぞれ追加修正しております。

もう一点は、お戻りいただきまして59ページ下段の第3条2号でございます。平成23年に制定された「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」により設立された同機構が、支援決定を行った中小企業者等の再生計画を回収不能金を受け取る権利の放棄対象として追加するものでございます。

続きまして、議案書61ページをごらん願います。議案第11号は、常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正についてでございます。企業立地及び市民のさらなる雇用促進を図るため、適用範囲の緩和措置を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、64ページをお開き願います。中段の第2条第7号の新規雇用者において、右側の現行では、市内工業団地へ新規立地した企業を対象としておりますが、左側の改正案では、「拡大再投資に伴い」を追加し、既に立地している企業が再投資を行った際の雇用についても適用できるように改正しております。

65ページをお開き願います。第4条第1号及び第2号の主な改正点は、本議会に提出しております第2号議案常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例に係る文言の追加修正となっております。その他は文言の修正でございます。

恐れ入りますが、63ページにお戻り願います。附則第1号ですが、条例の施行日は、平成27年4月1日とし、第2号で経過措置を定めております。

続きまして、議案書68ページをお開き願います。議案第12号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が昨年10月1日から施行されたこと及び市営住宅の用途廃止に伴いまして本条例の一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、70ページをお開き願います。左側の改正案、第6条第1項第2号でございますが、引用している法律の名称及び内容の一部改正に伴い、法律名を改めるとともに、下段で既に対象となっている方に対するの経過措置を追加したものでございます。

71ページをお開き願います。中段の松平団地1の2棟4戸を用途廃止したため、表中の戸数を「24」から「20」とするものでございます。

恐れ入りますが、69ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書72ページをお開き願います。議案第13号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、3件の関係条例の整理を行う条例を制定するものでございます。

先ほどご説明申し上げました議案第4号教育長の勤務条件の関連でございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

75ページをお開き願います。1件目は、第1条の常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。右側の現行別表第1中の教育委員会の委員における委員長と委員の区分を廃止し、あわせて報酬額を委員の報酬額3万5,000円に統一するものでございます。

76ページをお開き願います。2件目は、第2条の常陸太田市特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。法律の改正に伴い、教育長が常勤の特別職となることから、第1条の目的及び適用範囲の中に、新たに第3号として教育長を加えるものでございます。また、別表第1の給料表にも教育長の欄を設け、給料月額6万6,000円を追加するものでございます。別表第2の旅費の規程でございますが、副市長の後に教育長を追加してございます。附則第3項は、給料の調整措置でございますが、現在の給料月額は100分の5に当たる額を減じて得た額を適用しておりますので、新たに市長及び副市長の次に教育長を加えるものでございます。

77ページをお開き願います。3件目は、第3条の常陸太田市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第2条の所掌事項において、市長及び副市長の次に教育長を加えてございます。

恐れ入りますが、74ページにお戻り願います。附則でございます。第1項として、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置でございますが、旧教育長の在職期間、平成29年3月31日まででございますが、従前の報酬額を適用するものでございます。

恐れ入りますが、別冊となっております縦長の議案書、議案第14号をごらん願います。

1ページをお開き願います。議案第14号は、新市建設計画の変更についてでございます。東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債の発行期間が10年間延長されたことにより、合併特例債活用の根拠となる新市建設計画の経過期間等を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、机上に配付いたしました「議案第14号資料」新市建設計画の変更について（概要）でご説明申し上げます。過日全員協議会でお示したものでございます。

1の計画変更にあたってでございますが、合併に際し10年前に作成された新市建設計画の内容、構成、文言等を可能な限り踏襲いたしました。また、計画期間の変更、事業の追加及び文言の修正等を行うとともに、合併特例法第5条の規定に基づき、県との協議並びに地域審議会への諮問を行い策定いたしました。

3の計画変更の目的でございますが、合併特例債活用の根拠となる新市建設計画の期間延長等に係る変更を行い、平成36年度まで合併特例債を活用できるようにするものでございます。

4の主な変更内容であります。現在の計画期間の周期である平成26年度を平成36年度までとする期間の延長、新たに合併特例債の活用が可能となる見込みの公共施設除却に関する記述、現時点において合併特例債の活用を想定している事業の追加、そして計画期間延長に対応した財政計画の変更を行うものでございます。

5の具体的な変更箇所でございますが、第4章、主要指標の見直し、1の総人口の推計において、平成27年推計を6万6,500人から5万2,838人に見直し、新たに平成32年、平成37年の総人口を国勢調査実績値をもとに、コーホート法により推計いたしました。

2の世帯数の推計につきましても、平成27年推計を2万4,060世帯から1万9,718世帯に見直し、総人口の推計と同様に、平成32年、平成37年の世帯数を推計しております。

第6章、建設の根幹となるべき事業分野別施策、医療の項目に「在宅医療・介護連携の推進」を、地域福祉の項目に、「地域福祉活動の推進」をそれぞれ追加しております。

右側でございます。農業の項目に、「複合型交流拠点施設（道の駅）の整備」を、市街地整備の項目には、「国道349号線常陸太田バイパス沿線の整備」を、コミュニティの項目には、「新たなコミュニティの組織化推進」をそれぞれ追加しております。県事業につきましては、道路において6事業を追加し、主要地方道日立笠間線整備促進に「トンネル整備を含む」の文言を追加しました。新市建設計画につきましては以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の78ページにお戻り願います。議案第15号は、常陸太田市道路線の変更についてでございます。国道の整備に伴い、市道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

79ページをお開き願います。変更なる路線は、上高倉町地内の市道0253号線で、差し引き延長距離35メートルの増となっております。

80ページから81ページにつきましては、変更する市道路線の位置図及び変更図を記載してございますので、後ほどごらんおき願います。

続きまして、議案書 82 ページをお開き願います。議案第 16 号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。道路寄附及び開発行為に伴う市道の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

83 ページをお開き願います。市道 6398 号線は、内堀町地内の道路寄附によるもの、市道 6399 号線は、栄町地内の開発行為に伴う道路をそれぞれ認定するものでございます。

84 ページから 86 ページに認定する市道路線の認定位置図及び認定図を記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、議案書 87 ページをお開き願います。議案第 17 号は、市有財産の処分についてでございます。売却する土地は、旧北小学校跡地でございます。契約相手方のグローバル・リンク株式会社とは、昨年 7 月 1 日付で同校のグラウンドの一部を既に貸し付けており、現在同社は太陽光発電事業を行っております。今回、校舎の解体工事が 2 月 26 日に終了したことに伴い、売却に関する仮契約を締結しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却する土地の合計は、1 万 6,677 平方メートル、売り払い価格は 2,387 万 2,860 円でございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 恐れ入りますが、議案 88 ページをお開きいただきます。提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案第 18 号損害賠償の額の決定についてでございます。工業用水道において生じた事故について、法律上、市の業務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は 171 万 3,001 円でございます。損害賠償の相手方は、愛媛県松山市安城寺町 478 番地、株式会社えひめ飲料でございます。

事故の概要でございますが、平成 26 年 10 月 8 日、台風 18 号の影響により、常陸太田工業用水に濁りが発生し、このためえひめ飲料茨城工場の生産ラインが二日間停止する損害を与えたものでございます。

損害賠償額の算出の内訳でございますが、全て人件費でございます。給水停止に伴い清涼飲料水の生産ラインが二日間停止し、このため社員等の勤務シフトの変更で休日勤務に対する人件費が発生したものでございます。本件につきましては、市の過失割合を 100% とし、相手方と和解し、損害賠償金を支払うものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、自己負担額として常陸太田市工業用水道事業から 5 万円を支出し、残額 166 万 3,001 円につきましては、日本水道協会水道賠償責任保険が適用されるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第5 議案第19号ないし議案第25号

○深谷秀峰議長 次、日程第5、議案第19号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について、議案第20号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第24号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第25号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、平成27年第1回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。

1枚おめくり願います。議案第19号は、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,182万1,000円を減額し、総額を236億4,888万5,000円とするものでございます。第2条で、繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。歳入でございます。

1款4項1目市たばこ税の補正につきましては、これまでの実績から増収が見込まれることから、1,669万3,000円を追加するものでございます。

13款1項3目衛生使用料の補正につきましては、瑞竜霊園等における霊園永代使用料において増収の見込みとなることから821万6,000円を追加するものでございます。

14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、1節社会福祉費負担金のうち、2行目の障害者自立支援給付費負担金の補正につきましては、歳出予算の増額に伴い3,008万円を追加するものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金のうち、2行目の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の補正につきましては、道の駅の財源としまして1,595万5,000円を追加するものでございます。

12ページをお開き願います。2段目からの15款県支出金の補正につきましては、歳出予算の増減や補助金の確定などによるものでございます。

14ページをお開き願います。18款2項基金繰入金の補正でございますが、事業の確定などにより歳出予算が減額となったことから1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金につきま

してそれぞれ減額するものでございます。

1つ飛びまして、21款市債の補正でございますが、いずれも歳出予算の増減によるものでございます。

15ページをごらん願います。歳出でございます。

今回の補正予算につきまして、各事業の内容、数量等の確定、あるいは契約差金、基金利子を積み立てるなどが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心にご説明申し上げます。

下段の2款1項3目財政管理費2億1,043万7,000円の補正につきましては、将来の地方債償還財源として減債基金に積み立てを行うものでございます。

17ページをお開き願います。14目交通対策費の19節負担金補助及び交付金のうち、補助金の地方バス路線維持費の補正につきましては、地方バス路線維持のための補助に不足を生ずる見込みとなったことから734万3,000円を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。下段の3款1項4目障害者福祉費でございますが、19ページ上段にございます20節の扶助費のうち、1行目の自立支援給付費の補正につきましては、サービス利用件数の増加により4,353万2,000円を追加するものでございます。

20ページをお開き願います。下段の4款1項2目予防費の補正につきましては、子宮頸がん予防接種者の減などから、乳幼児等個別予防接種委託料を1,141万8,000円減額するものでございます。

21ページをごらん願います。下段の5款1項3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金のうち、交付金の青年就農給付金経営開始型事業費896万5,000円の補正につきましては、新規就農者の増や国の補正予算により追加するものでございます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。下段の8款1項1目常備消防費の補正につきましては、県内21消防本部と共同で進めております消防救急無線整備の負担金が確定したことから、3,382万8,000円を減額するものでございます。

26ページをお開き願います。中段の9款3項3目学校建設費の補正につきましては、事業の確定などにより、13節委託料を221万円、15節工事請負費を4,023万5,000円減額するものでございます。

28ページをお開き願います。下段の11款公債費の補正でございますが、平成25年度債の借り入れが終了し、支払額が確定したことから、2目利子を3,401万7,000円減額するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正でございます。国の補正予算に基づくものや関係機関等との調整に日程を要したものなど、合計9事業をそれぞれの金額において翌年度に繰り越すものでございます。

7ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正でございます。債務負担行為を追加する事項は、地方債証券共同発行連帯債務でございますが、茨城県と県内6市との共同により、「大好きいばらき県民債」を発行するため、本市の持ち分2億円を除く38億円と、これに対する利子相当額を限度額といたしまして債務を負担するものでございます。

8ページをお開き願います。第4表、地方債補正でございます。いずれも歳出予算の増減により変更するものでございますが、これにより限度額合計を左側の補正前の21億9,940万円から、右側補正後の21億760万円に減額するものでございます。

続きまして、議案第20号は、平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ353万7,000円を減額し、総額を63億3,069万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

9款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、主に国の負担金等の額の確定により、1節保険基盤安定繰入金を1,810万1,000円増額し、4節財政安定化支援事業繰入金を1,234万3,000円減額するものでございます。下段の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、歳出予算が減額となったことから、繰入金を575万8,000円減額するものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、下段の同款2項1目徴税総務費につきましては、それぞれ職員の異動等に伴い減額するものでございます。同項2目賦課徴収費につきましては、課税事務電算委託料が確定したことから、88万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第21号は、平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,011万6,000円を追加し、総額を55億1,788万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目の介護給付費負担金でございますが、歳出予算の増額に伴い、2,331万5,000円を追加するものでございます。

3款2項国庫補助金につきましては、介護給付費や地域支援事業費等の歳出予算の増減に伴う補正でございますが、同款同項4目の災害臨時特例補助金の補正につきましては、原発災害による避難者の保険料減免によるものでございます。

4款支払基金交付金及び7ページ上段の5款県支出金までにつきましても、介護給付費、地域支援事業費等の歳出予算の増減に伴い、合計5,371万8,000円を追加するものでございます。

2段目の6款1項1目の利子及び配当金につきましては、支払準備基金積立金利子の増額補正でございます。

7款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の増額に伴うもの、2目及び3目の地域支援事業繰入金につきましては、介護予防事業費の減額及び包括的任意事業費の増額に伴うもの、4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う減額補正でござい

ます。

下段の7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、介護給付費等の増額による補正でございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の異動等による減額、同款2項1目の賦課徴収費につきましては、介護保険料システム電算委託契約の差金の減額、同款3項1目の介護認定調査会費及び2目の認定調査等費につきましては、介護認定審査会委員及び訪問調査員の報酬等の減額により、1款総務費全体で415万円を減額するものでございます。

下段の2款1項の介護サービス等諸費、9ページ中段の2款2項の介護予防サービス等諸費、下段2款4項の高額介護サービス等費、10ページ、2款6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、いずれも給付費件数及び1人当たりの給付費の増減に伴う補正でございます。

中段、4款1項1目の介護予防二次予防高齢者施策事業費から同款2項3目の任意事業費につきましては、地域支援事業の利用見込みの増減に伴う補正でございます。

6款1項1目の支払準備基金積立金につきましては、支払準備基金積立金利子の増額補正でございます。

続きまして、議案第22号は、平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,067万円を減額し、総額を12億6,545万5,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。歳入でございます。

4款1項1目下水道事業県補助金の補正でございます。県補助金対象事業の追加により、50万円を追加するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金の補正は、歳出予算の減により4,678万9,000円を減額補正するものでございます。

7款1項1目繰越金の補正は、前年度繰越金の確定により4,961万9,000円を追加するものでございます。

9款1項市債につきましては、事業量の減により4,400万円の減額補正を行うものでございます。

9ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項下水道事業費の1目公共下水道費の13節委託料及び15節工事請負費の補正につきましては、入札差金等により2,000万円を減額するものでございます。2目流域下水道費の補正につきましては、那珂久慈流域下水道の建設工事費及び維持管理費の繰り越しにより、19節負担金補助及び交付金を1,847万円減額するものでございます。3目特環下水道費の補正につきましては、汚水処理場等の電力使用料金の増大や入札差金等により、11節需用費を20万円

増額し、13節委託料につきまして70万円を減額するものでございます。

2款公債費の補正は、償還利子の確定により170万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費の補正でございます。平成26年度的那珂久慈流域下水道建設工事負担金については、県からの通知により307万2,000円を繰り越すものでございます。

5ページをごらん願います。第3表、地方債補正でございます。起債の4事業につきまして、限度額合計を左側の1億9,970万円から右側1億5,570万円に減額するものでございます。

続きまして、議案第23号は、平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ237万9,000円を減額し、総額を3億4,943万6,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

4款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、農業集落排水事業債償還基金の預金利子確定に伴い、3万8,000円を追加するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金の補正は、歳出予算の減により1,198万5,000円を減額するものでございます。

6款1項1目繰越金の補正でございますが、前年度繰越金の確定により1,442万7,000円を追加するものでございます。

7款2項1目雑入の補正でございますが、485万9,000円は、繰り越しとなった県工事に伴い、配水管等布設がえ補償費が未収となったことから485万9,000円を減額するものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費11節需用費のうち光熱水費の補正は、污水处理施設の電力使用量に不足が生じたこと、修繕料は、マンホールポンプの緊急を要する部品等の交換を行ったことにより計85万円を追加するものでございます。13節委託料の補正は、入札差金等により224万8,000円を減額するものでございます。27節公課費の補正は、前年度分消費税額の確定に伴い、97万円を減額するものでございます。

続きまして、議案第24号は、平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,974万1,000円を減額し、総額を9,986万8,000円とするものでございます。第2条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

1款分担金、3款国庫支出金、4款繰入金、7款市債につきましては、いずれも浄化槽設置基数の減によるものでございます。

5 款繰越金は、前年度繰越金の確定により 4 0 1 万円を追加するものでございます。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費のうち、1 1 節需用費の補正でございますが、浄化槽の緊急な部品交換が必要になったことにより、修繕料を 3 0 万 1, 0 0 0 円追加するものでございます。1 3 節委託料、1 5 節工事請負費は、浄化槽設置基数の減及び入札差金等により委託料 1, 3 3 4 万 2, 0 0 0 円、工事請負費 3, 6 7 0 万円をそれぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。第 2 表は、地方債補正でございます。起債の事業につきまして限度額を 5, 2 5 0 万円から 3, 7 1 0 万円に減額するものでございます。

続きまして、議案第 2 5 号は、平成 2 6 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3 4 0 万円を減額し、総額を 3 億 1, 0 4 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。第 2 条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7 ページをお開き願います。歳入でございます。

2 款 1 項 1 目簡易水道使用量の補正は、使用水量の減によるもので 3 2 0 万円を減額するものでございます。

6 款 1 項市債の補正は、事業費の確定によるもので、1 目簡易水道事業債を 1 9 0 万円追加、同項 2 目過疎対策事業債を 2 1 0 万円減額し、合わせまして 2 0 万円の減額を行っております。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 2 項 1 目維持修繕費の補正は、工事請負費の入札差金に伴い、6 3 万円を減額しております。

1 款 3 項 1 目配管費の補正は、配水管布設がえ工事費の入札差金及び事業確定に伴うもので 1 5 7 万円を減額しております。

1 款 4 項 1 目給水費の補正は、事業確定に伴うもので 1 2 0 万円を減額しております。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。第 2 表は地方債の補正でございます。簡易水道事業債の限度額を 3, 1 4 0 万円に、過疎対策事業債の限度額を 8 5 0 万円に変更し、計 2 0 万円を減額するものでございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議案第 2 6 号ないし議案第 3 5 号

○深谷秀峰議長 次，日程第6，議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算について，議案第27号平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について，議案第28号平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について，議案第29号平成27年度常陸太田市介護保険特別会計予算について，議案第30号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について，議案第31号平成27年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について，議案第32号平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について，議案第33号平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について，議案第34号平成27年度常陸太田市水道事業会計予算について，議案第35号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について，以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

平成27年度常陸太田市予算書をごらん願います。2枚おめくり願います。議案第26号は，平成27年度常陸太田市一般会計予算でございます。

3ページをお開き願います。第1条で，歳入歳出予算の総額を236億5,700万円とするものでございます。第2条で債務負担行為，第3条で地方債，第4条で一時借入金の借り入れ最高額を20億円としております。第5条は歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが，15ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目市民税個人につきましては，23億6,013万1,000円といたしました。前年度の実績等を勘案したものでございます。下段の2目市民税法人につきましては，1億7,665万7,000円といたしました。右側の説明のところですが，法人税割の税率を14.7%から12.1%に改正したことにより，前年度と比較しまして減額の見込みとしたものでございます。

下段の1款2項1目固定資産税につきましては，20億5,736万7,000円といたしました。3年に1度の評価がえによる既存家屋の原価等を見込んだものでございます。

恐れ入りますが，18ページをお開き願います。2段目の2款地方譲与税から19ページ中段の9款地方特例交付金までにつきましては，地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し計上いたしました。

同じく，10款地方交付税につきましては，92億5,900万円といたしました。右側説明のところですが，地方財政計画における減額計上や普通交付税における合併算定がえの縮減等を勘案し，普通交付税83億9,900万円，特別交付税8億6,000万円としたものでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましても，地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し700万円を計上したものでございます。

下段の12款1項2目民生費負担金でございますが，前年度予算額と比較しまして6,754万8,000円減の8,240万9,000円を計上しております。これは子育て世代の負担軽減を図るために，保育園の保育料を現行の半額程度に軽減したことによるものでございます。

20ページをお開き願います。中段の13款使用料及び手数料のうち、5目1節商工使用料の最終行でございますが、竜神大吊橋使用料について、バンジージャンプの効果などにより渡橋者数の増加が見込まれることから、前年度予算額より増額の6,666万円としたものでございます。

21ページをごらん願います。中段でございます8目教育使用料の3節幼稚園使用料のうち、幼稚園保育料1,154万円につきましては、保育料の第2子の軽減や第3子以降の無料化を継続するため計上したものでございます。

22ページをお開き願います。下段の14款1項国庫負担金でございますが、23ページ上段左側でございます3目教育費国庫負担金の1節中学校費負担金につきましては、金砂郷統合中学校整備事業の財源としまして、金砂郷統合中学校建築事業費負担金1億3,321万3,000円を計上したものでございます。

同ページ中段でございます14款2項1目1節の総務管理費補助金のうち、右側2行目の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2億9,539万1,000円につきましては、道の駅の財源としまして計上したものでございます。また、左下の4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう補助金1億9,360万円につきましては、新宿天神林線整備事業、磯部天神林線整備事業、橋梁長寿命化事業などの財源として計上したものでございます。

25ページをお開き願います。2段目の15款2項1目総務費県補助金のうち、右側1行目のいばらき木づかい環境整備事業費補助金につきましては、道の駅の財源といたしまして854万8,000円を計上したものでございます。

恐れ入りますが、28ページをお開き願います。16款財産収入でございますが、1項財産運用収入につきましては、1目財産貸付収入4,504万4,000円、2目利子及び配当金1,469万円、合わせて5,973万4,000円を計上いたしました。

29ページをごらん願います。2段目の17款寄附金でございますが、1目総務費寄附金及び2目民生費寄附金の両目とも、いずれも費目の設定を行ったものでございます。

1つ飛びまして、18款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度予算額より1億5,000万円増の2億5,000万円といたしました。

30ページをお開き願います。2段目の19款繰越金でございますが、前年度予算額と同額の2億5,000万円を計上いたしました。

31ページをごらん願います。20款4項3目雑入の2節学校給食費徴収金1億9,959万円でございますが、保育園保育料の軽減と同様、子育て世代の負担軽減を図るため、市立幼稚園給食費の第3子無料化に加えまして、全ての市立幼稚園の園児の給食費を現行の半額に軽減するため計上したものでございます。

32ページをお開き願います。32ページ下段から33ページにかけての21款市債でございますが、6目過疎対策事業債8億660万円、7目合併特例事業債7億7,480万円、8目臨時財政対策債5億円など、合計22億2,790万円を計上しております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして44ページをお開き願います。左側に6目企画費とございますが、2款1項総務管理費でございます。常陸太田寄附推進事業に係る費用としまして、8節報償費のうち、ふるさと納税謝礼品3,600万円、12節役務費のクレジット収納システム利用料5万2,000円、ふるさとチョイスシステム利用料4万9,000円、クレジット収納手数料100万円などを計上いたしました。これはふるさと常陸太田寄附、いわゆるふるさと納税の1万円以上の寄附者に対しまして、市の特産認証品などを謝礼品として贈呈することで、歳入のアップを図るとともに、市内産業の活性化及び交流人口の拡大による地域振興を図ることを目的に計上したものでございます。

恐れ入りますが、52ページをお開き願います。中段でございます15目複合型交流拠点施設整備費につきましては、道の駅の整備工事、備品購入費、第三セクター出資金など、合計9億9,901万7,000円を計上いたしました。

53ページをごらん願います。16目諸費でございます。次の54ページでございます19節負担金補助及び交付金のうち、右側下段の助成金でございますが、新婚家庭家賃助成事業費6,210万円、定住促進助成事業費709万円、住宅取得等助成費2,600万円、民間賃貸住宅建築助成費151万9,000円を計上し、引き続き少子化人口減少対策を進めてまいります。

恐れ入りますが、大きく飛びまして71ページをお開き願います。最下段の6目医療福祉費は、3款民生費でございますが、次の72ページでございます20節扶助費のうち2行目、医療福祉扶助費市単分でございますが、5,998万6,000円を計上しております。これは医療費助成を高校生相当まで拡大することとして計上したものでございます。

恐れ入りますが、82ページをお開き願います。中段の3款4項1目災害救助費の19節負担金補助及び交付金のうち支援金、東日本大震災被害対策費1,000万円につきましては、被災された市民の建物修繕に係る時間的余裕を考慮し、東日本大震災被害対策支援金の申請期限を平成28年3月31日まで延長することとして計上したものでございます。

恐れ入りますが、86ページをお開き願います。項目の記載のない上段でございますが、4款1項保健衛生費の3目母子衛生費でございます。中段の19節負担金補助及び交付金の助成金、不妊治療費240万円につきましては、女性の不妊治療費に加え、新たに男性の不妊治療費について、1回10万円を上限として年に2回まで助成することとして計上しております。

恐れ入りますが、98ページをお開き願います。3目農業振興費は、5款農林水産業費でございます。

次の99ページ、右側上段でございます13節委託料のうち、2行目有害鳥獣捕獲実施委託料につきましては、わなによる捕獲日数を増やすなどして、有害鳥獣による農作物への被害を軽減すべく、昨年より増額の340万円を計上したものでございます。

恐れ入りますが、102ページをお開き願います。5目農地費の19節負担金補助及び交付金でございますが、103ページ上段でございます小目地区ふるさと農道整備事業費につきましては、茨城県が実施主体となる小目地区内の農道整備に対する負担金といたしまして453万円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして113ページをお開き願います。項目の記載はございませんが、6款1項商工費の4目観光費でございます。右側上段でございます15節工事請負費のうち、4行目、耐震改修工事につきましては、水府ふるさとセンター竜っちゃん乃湯の耐震改修工事費用として1,719万4,000円を計上しております。

恐れ入りますが、119ページをお開き願います。中段の3目道路新設改良費は、7款の土木費でございますが、8億6,221万4,000円を計上いたしました。国の社会資本整備総合交付金を活用して、新宿天神林線、道整備交付金を活用して、磯部天神林線、高柿・千寿線などを合併特例債や過疎債を活用しながら整備を進めてまいります。下段の4目橋りょう維持費につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の維持補修を進めるため、1億8,665万6,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして128ページをお開き願います。款項目節の記載はございませんが、8款消防費1項1日常備消防費の19節負担金補助及び交付金でございます。右側説明の欄、中央下のところでございます。消防救急無線等共同化整備事業費8,658万8,000円、次の消防救急無線等共同化整備事業事務費239万5,000円につきましては、県内21消防本部と共同で進めております消防救急無線整備の負担金としまして引き続き計上いたしました。

131ページをお開き願います。同じく8款消防費、上段の3目消防施設費の18節備品購入費につきましては、南消防署の高規格救急自動車購入費用として3,500万円を計上しております。

132ページをお開き願います。5目災害対策費でございますが、次の133ページ右側上段でございます13節委託料のうち、3行目土砂災害ハザードマップ作成委託料863万2,000円につきましては、常陸太田地区の土砂災害ハザードマップを更新する費用として計上するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして144ページをお開き願います。上段に款項目の記載はございませんが、こちらは9款3項中学校費の3目学校建設費でございます。9億1,228万9,000円を計上しておりますが、金砂郷統合中学校の校舎建築屋内運動場実施設計、里美中学校の屋内運動場解体工事などを行うものでございます。

下段の9款4項1目幼稚園管理費でございますが、恐れ入りますが、146ページをお開き願います。右側下段の15節工事請負費627万1,000円は、世矢幼稚園、水府幼稚園の遊戯室にエアコンを整備する費用として計上しております。

恐れ入りますが、大きく飛びまして167ページをお開き願います。下から2段目の10款3項1目社会教育施設災害復旧費につきましては、水戸徳川家墓所災害復旧事業に対する補助としまして、1,718万4,000円を計上したものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。第2表は、債務負担行為でございます。第6次総合計画策定に係る総合計画策定支援業務において809万2,000円を、社会保障税番号制度の施行に係る通知カード、個人番号カード関連事務事業において426万1,000円を限度額

として平成28年度に債務の負担を行うものでございます。

12ページをお開き願います。第3表は地方債でございます。地方債を起こします各事業は、ごらんの10事業で限度額を総額22億2,790万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記のとおりでございますので、後ほどごらんおき願います。

続きまして、議案第27号は、平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

183ページお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を67億9,610万1,000円とするものでございます。第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1億5,000万円と定めたものでございます。第3条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、190ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税につきましては、11億4,564万1,000円といたしました。前年度の実績等を勘案したものでございます。

191ページをごらん願います。上段の3款1項の国庫負担金につきましては、保険給付費等の実績を勘案し、10億7,153万8,000円を計上したものでございます。次の段、同款2項の国庫補助金でございますが、後期高齢者支援金等の拠出金の増が見込まれることから、前年度予算額より2,154万2,000円増の3億2,075万6,000円を計上したものでございます。

4款の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の保険給付費の増が見込まれることから、前年度予算額より2,556万8,000円増の3億9,339万8,000円を計上したものでございます。

5款の前期高齢者交付金につきましては、前々年度の交付金の超過交付に伴う精算分を勘案し、前年度予算額より8,567万7,000円減の12億7,900万8,000円と抑えた計上といたしました。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金、同項2目の特定健康診査等負担金につきましては、それぞれ前年度の実績を勘案し、合計3,570万円を計上いたしております。

192ページをお開き願います。6款2項1目の財政調整交付金につきましては、一般被保険者分に係る保険給付費等の減が見込まれることから、前年度予算額より2,997万8,000円減の2億5,895万9,000円を計上いたしました。

7款1項2目の保険財政共働安定化事業交付金につきましては、高額な医療費に対する再保険制度で、レセプト1枚当たりの交付基準額がこれまでの30万円以上から1円以上に拡大されることに伴い、前年度予算額より8億1,114万8,000円増の13億9,766万4,000円を計上したものでございます。

9款の繰入金でございますが、1項1目の一般会計繰入金につきましては、前年度予算額より1億1,492万9,000円増の5億664万9,000円といたしました。同款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、前年度予算額より8,318万5,000円減の2億7,478万2,000円といたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、197ページをお開き願います。2款1項療養諸費及び197ページ下段から次の198ページにかけての2項高額療養費につきましては、それぞれ前年の実績等を勘案し計上したものでございます。

199ページをごらん願います。中段の3項後期高齢者支援金等から、次の200ページ中段の6款介護納付金までにつきましては、それぞれ対象となる医療給付費及び介護給付費等の増減等を勘案して計上いたしました。

7款1項2目の保険財政共働安定化事業拠出金につきましては、歳入予算でご説明いたしました保険財政共働安定化事業交付金の財源となるものでございますが、交付基準となる対象医療費がこれまでの30万円以上から1円以上に拡大されることに伴い、拠出金額につきましては、前年度予算額より8億1,170万1,000円増の13億4,063万6,000円を計上したものでございます。

201ページをごらん願います。8款1項1目特定健康診査等事業費のうち、13節委託料3,669万8,000円につきましては、健康診査の受診見込み者数を前年度より250人増の4,700人としたことに伴うものでございます。下段の同款2項1目保健衛生普及費のうち、19節負担金補助及び交付金2,377万6,000円につきましては、人間ドック等健診費補助対象者数を前年度より30人増の900人に拡充したものでございます。

続きまして、議案第28号は、平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

211ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,802万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、216ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、3億4,923万1,000円、下段の2目普通徴収保険料につきましては9,816万2,000円、合わせまして4億4,739万,3,000円で、前年度よりも1,002万9,000円減じております。減額の主な理由としましては、被保険者の保険料負担の軽減対象者の増によるものでございます。

1段飛びまして、3款1項一般会計繰入金につきましては、1億8,747万3,000円とし、前年度よりも921万1,000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、人件費などの事務費繰入金及び保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、219ページをお開き願います。上段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億1,656万6,000円につきましては、歳入における後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金の全額を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。前年度よりも188万2,000円の減額計上となっておりますが、主に後期高齢者医療保険料納付金の減

によるものでございます。

続きまして、議案第29号は、平成27年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。議案書225ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億527万円とするものでございます。第2条で、一時借入金の借入れ最高額を3億1,000万円と定めたものでございます。第3条は、歳出予算の流用の定めでございます。主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、232ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、1億1,366万2,000円増の9億6,119万1,000円を計上しております。

3段目の3款1項1目の介護給付費負担金につきましては、介護給付費の増加に伴い、前年度と比較しまして1,777万3,000円増の8億9,311万4,000円を計上しております。同款2項の国庫補助金から次の233ページ下段の5款3項の県補助金までは、国及び支払基金並びに県からの支出金となります。介護給付費及び地域支援事業費の見込み額により、それぞれの補助率から合計26億1,818万円を計上したものでございます。

234ページをお開き願います。3段目の7款1項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、職員給与費及び事務費等に係る一般会計からの繰入金を8億3,557万2,000円計上いたしました。同款2項の基金繰入金につきましては、支払準備基金から5,371万7,000円を繰り入れるものでございます。

236ページをお開き願います。歳出でございます。

236ページから238ページまでが1款総務費でございますが、職員介護認定審査会委員等の人件費や事務費等を合わせまして1億4,697万2,000円を計上いたしました。

238ページ下段の1款4項1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度改正に伴い、窓口説明用パンフレットを作成するため、82万1,000円を計上しております。

239ページをごらん願います。2款1項の介護サービス等諸費及び次の240ページの同款2項の介護予防サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費等の増額に伴い2,705万2,000円増額の47億453万8,000円を計上いたしました。

240ページ下段の同款4項の高額介護サービス等費及び241ページ中段の同款5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、サービスの利用者負担の増額により、高額サービス費の支給額が増加傾向にあることから、前年度と比較して1,656万8,000円増の1億1,002万7,000円を計上いたしました。

241ページ下段の同款6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、前年度の実績額を勘案し、2億6,758万4,000円を計上いたしました。

242ページをお開き願います。大きな枠の4款1項1目介護予防二次予防高齢者施策事業費のうち、13節委託料につきましては、要介護状態となる可能性の高い生活機能の低下が見られた高齢者の方や運動機能向上事業、口腔機能向上事業、栄養改善事業を展開しておりますが、これらの3事業に対して1,680万1,000円を計上するなど、234ページ上段左側でございま

すが、介護予防事業費全体で2,384万9,000円を計上いたしました。

243ページをごらん願います。同款2項の包括的支援事業任意事業費につきましては、前年度とほぼ同額の8,929万7,000円を計上しております。

続きまして、議案第30号は、平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算でございます。

253ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,317万5,000円とするものでございます。第2条は地方債を、第3条は一時借入金の借り入れ最高額を6億円とするものでございます。主な内容は事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入りますが、260ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、特環下水道事業で2,106万9,000円、次の同款2項1目受益者負担金は、公共下水道事業で1,141万7,000円、おのこの事業で分担金、負担金の分割納付分に加え、新たな加入者を見込んで計上いたしました。

3段目2款1項1目下水道使用料は、昨年実績を勘案し、公共下水道及び特環下水道合わせまして2億6,678万円を計上するものでございます。

1つ飛ばしまして、3款1項1目下水道事業国庫補助金につきましては、補助対象エリアの減少により、昨年度より4,050万円減の5,400万円を計上いたしました。

261ページをごらんください。2段目の6款1項1目一般会計繰入金は7億1,532万6,000円を計上、一番下の欄の9款市債は、1目下水道事業債、2目過疎対策事業債合わせて2億2,370万円を計上いたしました。

262ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費でございますが、次ページの右側の13節委託料のうち、中段にございます下水道長寿命化計画策定業務委託料930万円につきましては、過年度の調査結果をもとに下水道の維持管理方法を分析・検討するものでございます。次の計画策定委託料850万円は、四季の丘はたそめ台団地が市街化区域に編入されることに伴い、下水道整備の事業認可を得るための業務を委託するもの、また、次の地方公営企業法適用支援業務委託料734万4,000円は、公営企業会計を適用するため、法適化基本計画の策定及び固定資産の調査、業務費用などを計上いたしております。

次に、15節工事請負費の1億8,630万円につきましては、増井町、瑞龍町、小目町などの管渠整備工事に要する費用を計上したものでございます。

264ページをお開き願います。中段の同款2目流域下水道費は、那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金1億1,864万円を計上するものです。

下の3目特環下水道費の主な内容につきましては、265ページをごらん願います。13節委託料の中段にございます測量調査設計委託料1,300万円は、整備面積5ヘクタールの大里町の実施設計を委託するものでございます。その他全体の維持管理等に係る委託料など合計2,723万6,000円を計上いたしました。15節工事請負費8,990万円は、大里町、薬谷町の整備予定地域約3.5ヘクタールに要する費用の計上でございます。

266ページをお開き願います。中段の2款1項1目下水道施設災害復旧費は、震災後新たに

被災が確認された新宿町、磯部町ほか3町内の復旧費として、合計3,880万円を計上しております。

3款公債費につきましては、公共下水道建設事業債の元金と利子を合わせて6億6,385万4,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、257ページにお戻り願います。第2表は、地方債でございます。地方債を起す事業はごらんの4事業で、限度額を合計2億2,370万円とするものでございます。起債及び償還の方法につきましては表記のとおりでございます。後ほどごらんおき願います。

続きまして、議案第31号は、平成27年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

275ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,864万4,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、280ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、滞納繰越分を計上するものでございます。

1段飛びまして、2款1項1目農業集落排水使用量は、昨年までの実績に基づく平均汚水量を算定し、8,786万5,000円を計上いたしました。使用料減額の理由としましては、利用者数の減と節水によるものでございます。

1段飛びまして、3款1項1目農業集落排水事業費県補助金でございますが、佐都4地区の整備事業費に対する5年間の補助金で、来年度が最終年度となる推進交付金823万1,000円を計上するものでございます。

1段飛びまして、5款1項1目一般会計繰入金は、2億6,110万2,000円を計上いたしました。

281ページをごらん願います。下段の7款2項1目雑入でございますが、県が実施する町屋地区圃場整備に伴う配水管布設がえ工事の補償費等を計上するものでございます。

282ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費でございますが、次ページの上段13節委託料は、市内9地区の処理施設保守店業務委託料として合計6,941万4,000円を計上いたしました。15節工事請負費の2,500万円は、里美南部地区農集排処理施設に係る太陽光発電設備工事及び各農集排地区の維持補修工事に要する費用を計上したものでございます。25節積立金827万2,000円につきましては、常陸太田市農業集落排水事業債償還基金への積み立てでございます。

284ページをお開き願います。2款公債費につきましては、農業集落排水事業債の元金と利子を合わせて1億7,592万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第32号は、平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算でございます。

291ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を1億4,125万円とするものでございます。第2条は地方債、第3条で一時借入金の借り入れ最高額を1,000万円として

おります。主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入りますが、297ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、浄化槽設置見込み件数を50基分として651万円を計上いたしました。

2款1項1目戸別合併処理浄化槽使用料は、平成26年度までの設置件数と平成27年度新規予定件数を勘案し3,268万9,000円といたしました。

1つ飛ばしまして、3款1項国庫補助金は、浄化槽設置見込み件数を勘案し1,035万3,000円を計上しました。

4款1項1目一般会計繰入金は、3,466万2,000円を計上するものでございます。

298ページをお開き願います。7款市債は、戸別合併処理浄化槽設置整備事業債に5,550万円を計上いたしました。

299ページをごらんください。歳出でございます。

1款1項1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費のうち、右側下段の13節委託料でございますが、浄化槽新設に伴う測量設計の委託料及び既設浄化槽の維持管理費等、合計3,016万円の計上でございます。

300ページをお開き願います。15節工事請負費6,770万円につきましては、新たに50基設置する浄化槽工事費を計上してございます。

2款公債費につきましては、戸別合併処理浄化槽事業債の元金と利子を含め、合わせまして2,313万3,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、294ページにお戻り願います。第2表は地方債でございます。地方債を起す事業は、特定地域生活排水処理施設事業で限度額を5,550万円とするものでございます。起債及び償還の方法につきましては表記のとおりでございます。後ほどごらんおき願います。

続きまして、議案第33号は、平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算でございます。

307ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を2億8,019万円とするものでございます。第2条で地方債、第3条は、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、313ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目分担金は、前年同様に新規加入分46万1,000円を計上いたしました。

2款1項1目簡易水道使用量は、使用水量が減少していることを勘案し、昨年度より380万円減の1億2,270万円を計上いたしました。

1つ飛びまして、3款1項1目一般会計繰入金でございます。前年より2,947万1,000円減の1億766万円といたしました。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金が見込めることから700万円を計上いたしました。

1つ飛びまして、5款2項1目雑入は、配水管等布設補償費及び料金収納業務負担金として6

65万3,000円を計上するものでございます。

314ページをお開き願います。6款1項の市債でございますが、1目簡易水道事業債1,830万円、同項2目過疎対策事業債1,740万円を計上するものでございます。

315ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございますが、恐れ入りますが、次の316ページをお開き願います。右側中段の13節委託料1,441万5,000円は、検針業務委託、浄配水場等管理委託、料金収納業務委託等を計上するものでございます。

下段の1款2項1目維持修繕費でございますが、317ページの13節委託料1,229万7,000円は、水府、里美地区の浄水場保守点検委託及び水質検査委託などを計上いたしました。15節工事請負費700万8,000円は、水府、里美地区浄水場の施設整備工事等を計上するものでございます。

1款3項1目配管費、15節の工事請負費4,159万円は、里美地区簡易水道事業の配水管布設がえ工事、県道等道路改良工事による配水管布設がえ工事等を計上するものでございます。

下段の1款4項1目給水費につきましては、本年度、里美地区1,400戸及び水府地区564戸のメータ器交換が完了し、平成27年度は水府地区に220戸の交換を行うもので1,823万4,000円を減じております。

318ページをお開き願います。中段の2款公債費でございます。簡易水道事業債ほか元金及び利子の合計9,509万5,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、310ページにお戻り願います。第2表は地方債でございます。起債を起こす事業はごらんの2事業で、限度額を総額3,570万円とするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては表記のとおりでございます。

ご提案をさせていただき平成27年度常陸太田市予算の概要は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案第34号及び議案第35号について、提案者にかわりご説明申し上げます。

初めに、議案第34号平成27年度常陸太田市水道事業会計予算について、別冊の常陸太田市公営企業予算書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量で、給水戸数1万8,388戸、年間総給水量は515万4,836立方メートル。1日平均給水量にしますと1万4,084立方メートルとなります。主要な建設改良事業につきましては1億7,543万5,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款水道事業収益が13億909万7,000円でございます。これは対前年度比2.8%の減となります。次に支

出でございますが、第1款水道事業費用が12億9,624万円でございます。対前年度比2.5%の減となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。4ページをお開きいただきます。収入につきましては、第1款資本的収入が6,586万円、対前年度比52.6%の減となっております。次に、支出でございますが、第1款資本的支出が5億3,320万1,000円で、対前年度比7.4%の減となっております。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,734万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億2,344万5,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,122万円及び当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,267万6,000で補填するものといたします。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的は、配水管整備事業で限度額を2,190万円と定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額で5,000万円と定めます。

次のページに参りまして、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額を4,744万1,000円とするものでございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で1,563万9,000円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

36ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目給水収益1万8,388戸、10億7818万7000円で、対前年度100万1,000円の減を見込んでおります。

次のページに参りまして、2項2目1節一般会計補助金でございますが、未給水地域解消事業の企業債利子相当額及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額並びに一般会計繰り出し基準に基づく繰入金など、トータル4,744万1,000円で、対前年度1,155万4,000の減でございます。3目長期前受金戻入ですが、償却資産の取得財源を減価償却に合わせて順次収益化するものでございまして、1億3,029万5,000円、対前年度925万6,000円の減でございます。

次に、38ページの支出でございます。1款1項営業費用の1目原水及び浄水費は2億2,033万円で719万6,000円の増となっております。これは瑞竜浄水場、内田浄水場、金砂郷の3浄水場及び取水関連施設の維持管理経費を計上したものでございます。主なものは人件費のほか、39ページの10節委託料6,197万2,000円、13節の修繕費2,562万7,000円、14節の動力費9,173万6,000円、17節負担金711万1,000円などでございます。

なお、委託料につきましては、浄水場管理の全面委託に要する経費2,400万9,000円を予算化しております。

40ページをお開きいただきたいと思います。2目配水及び給水費1億5,646万円で、対前年度1,784万6,000円の減でございます。これは送配水ポンプ場、配水管、量水器など維持管理費用でございます。主なものは人件費のほか、41ページの11節委託料3,170万5,000円、14節の修繕費351万9,000円、16節の動力費2,176万円などでございます。

42ページをお開きいただきます。4目総係費1億1,772万円は、対前年度567万3,000円の減でございます。これらの費用は管理的な費用を計上したもので、主なものは人件費のほか、43ページの13節委託料1,964万7,000円、15節賃借料765万4,000円などでございます。

44ページをお開き願います。5目減価償却費でございますが、5億9,066万3,000円で、前年度より775万8,000円の増でございます。2項営業外費用につきましては、1億8,494万円で、対前年度214万7,000円の減でございます。これは主に1目支払利息及び企業債取り扱い諸費が減額になったことによるものでございます。

45ページの3項特別損失につきましては、昨年度、地方公営企業会計制度の改正に伴い、人件費などの移行経費を計上したものでございます。本年度はございません。

次に、46ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入につきましては6,586万円で、対前年度7,321万6,000円の減でございます。これは主に新設浄水場の完了により事業費が減額となったことから、1項企業債及び3項出資金の減によるものでございます。

47ページに参りまして、支出でございますが、1款1項1目の上水道拡張費4,605万6,000円は、新設浄水場関連事業の完了により、対前年度8,277万5,000の減でございます。1節委託料4,127万1,000円の主なものは、佐竹配水池から磯部町への配水管整備に伴い、JR水郡線の推進工事委託4,006万8,000円のほか、茅根取水場の用地測量99万4,000円及び不動産鑑定委託料20万9,000円を計上しております。2節工事費463万7,000円は、磯部町への配水管整備に伴う工事費、新地浄水場の取水ポンプ設置工事を予算化しております。2目上水道改良費1億2,089万7,000円は、対前年度2,144万4,000円の増でございます。2節工事費でございますが、単独事業が2路線、公共下水道関連事業が6路線、建設課事業関連が6路線、県工事関連事業が3路線の17路線の配水管布設がえ工事及びポンプの更新工事等を予算化しております。

48ページをお開きいただきます。2項1目企業債償還金3億5,776万6,000円は、対前年度1,455万円の増でございます。

なお、7ページから35ページまで予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。と存じます。

続きまして、議案第35号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、49ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。金砂郷工業用水道事業において木質バイオマス発電事業所に給水を開始することから、給水事業所数を4社、年間総給水量は84万6,750立方メートル、1日平均給水量2,500立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、1億7,543万5,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款工業用水道事業収益1億179万5,000円で、対前年度比38.8%の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用9,455万5,000円で、対前年度比41.3%の増となっております。

50ページをお開きいただきます。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款資本的収入2,627万9,000円で、対前年度比85.7%の増となっております。支出につきましては、第1款資本的支出4,795万円で、対前年度比32.7%の増でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,467万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金2,113万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53万9,000円により補填するものといたします。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設更新事業で、限度額を1,820万円と定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額で1,000万円と定めます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限るものと定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は2,550万円といたします。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、80ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目給水収益は4,560万5,000円で、対前年度1,456万4,000円の増額を見込みました。これは金砂郷工業用水道事業において、木質バイオマス発電事業所が7月1日より給水を開始することによるものでございます。2項営業外収益の2目他会計補助金は2,550万円で、358万8,000の増でございます。なお、補助金の用途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。3目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却に合わせ順次収益化するものでございまして、1,327万9,000円でございます。4目雑収益においては、経営経費負担金など1,300万8,000円を計上しております。

81ページの3項特別利益でございますが、金砂郷工業用水道事業において計上されていなかった長期前受金戻し入れ438万円を計上しております。

82ページをお開きいただきます。支出でございます。なお、支出におきましても、平成19年度より休止していた金砂郷工業水道事業を再開するため、それぞれの費目において予算が増額となっております。

1 款 1 項 1 目 原水及び浄水費 2,618 万 4,000 円は、浄水場などの維持管理のための経費を計上したもので、対前年度 333 万 4,000 円の増でございます。主なものは 5 節委託料 932 万 8,000 円、8 節修繕費 310 万 1,000 円、9 節動力費 593 万 3,000 円などでございます。

83 ページに参りまして、2 目配水及び給水費 837 万 5,000 円につきましては、宮の郷工業用水配水池に係る管理経費を計上したものでございます。3 目総係費 2,208 万 2,000 円で、対前年度 577 万 8,000 円の増でございます。この経費は人件費などの管理的な経費を計上したものでございます。

84 ページに参りまして、4 目減価償却費 2,539 万 8,000 円は、対前年度 341 万 7,000 の増となっております。

85 ページの 2 項営業外費用 1 目支払い利息及び企業債取扱い諸費 100 万 8,000 円は、対前年度比 69 万 7,000 円の減となっております。3 項特別損失 1 目過年度損益修正損につきましては、金砂郷工業水道事業の一時休止中における減価償却費相当額 438 万円を計上するものでございます。2 目その他特別損失につきましても、会計制度再開に伴い、新地方公営企業会計制度移行に伴って発生する費用を予算化したものでございます。

86 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、1 款 1 項の企業債 1,820 万円については、金砂郷工業水道事業稼働に伴い、テレメーター更新工事の財源として借り入れるものでございます。2 目出資金につきましては、一般会計よりの出資金でございますが、元金償還の減額により 607 万 2,000 円減の 807 万 9,000 円を予算化いたしました。

87 ページの支出でございます。1 款 1 項建設改良費につきましては、高貫浄水場の凝集剤注入設備高濁度対応工事 410 万 4,000 円、金砂郷工業水道事業稼働に伴うテレメーター更新工事 1,827 万 4,000 円などを計上しております。

2 款 1 項企業債償還金 2,541 万 1,000 円は、借入額の一部が満期償還を迎えたため、対前年度 1,072 万 1,000 円の減でございます。

なお、53 ページから 79 ページまで、予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3 月 6 日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 17 分散会